

日光市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例・施行規則【令和6年4月1日施行 一部改正】

条 例	規 則
<p><u>(目的)</u></p> <p>第1条 この条例は、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土壌の汚染及び災害の発生を防止し、もって市民の生活の安全を確保するとともに、生活環境の保全を図ることを目的とする。</p> <p><u>(定義)</u></p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 土砂等 土砂及び土砂に混入し、又は吸着したものをいい、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物を除くものをいう。</p> <p>(2) 土砂等の埋立て等 土砂等による土地の埋立て、盛土その他の土地へのたい積(製品の製造又は加工のための原材料のたい積、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第22条第1項に規定する汚染土壌処理施設における土砂等のたい積その他規則で定めるたい積を除く。)を行う行為をいう。</p> <p>(3) 特定事業 土砂等の埋立て等に供する区域(宅地造成その他事業の工程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域内の土壌から採取された土砂等を当該事業のために使用するものであるときにあっては、当該事業を行う区域。)以外の場所から採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業をいう。</p> <p>(4) 周辺住民等 特定事業を実施する区域の境界に隣接する土地の所有者及び建物の所有者並びにその区域の境界から100メートル以内の区域に一部又は全部を含む自治会(地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他これに類する団体をいう。)をい</p>	<p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この規則は、日光市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成18年日光市条例第306号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(条例第2条第2号の規則で定めるたい積)</u></p> <p>第1条の2 条例第2条第2号の規則で定めるたい積は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第16条第1項に規定する汚染土壌を同法第17条に規定する運搬に関する基準に従い保管する場合における当該汚染土壌のたい積</p> <p>(2) 汚染された土砂等処理し、又は積替えのために一時的に保管する施設で市長が指定するものにおいて行う土砂等のたい積</p> <p>2 前項第2号の規定による指定は、告示して行わなければならない。</p>

う。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する施策に協力する責務を有する。

2 土砂等の埋立て等を行う者は、当該土砂等の埋立て等の実施に関する苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

3 建設工事等に伴い発生する土砂等を排出する者は、土砂等の埋立て等に使用される土砂等を排出しようとするときは、当該土砂等の汚染状態を確認し、土砂等の埋立て等による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を排出してはなければならない。

4 土砂等を運搬する事業を行う者（以下「土砂等運搬者」という。）は、土砂等の埋立て等に使用される土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染状態を確認し、土砂等の埋立て等による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬してはならない。

(土地の所有者の責務)

第4条 土地の所有者は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生のおそれのある土砂等の埋立て等を行う者に対して当該土地を提供してはならない。

(市の責務)

第5条 市は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(県及び他の市町村との連携等)

第6条 市は、県及び他の市町村と連携して土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する施策を効果的に実施するとともに、県が実施する土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する施策について、情報の提供その他の協力を行うものとする。

(土砂等の安全基準等)

第7条 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準（以下「安全基準」という。）は、土砂等の汚染状態について、規則で定める。

- 2 安全基準は、土壌の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが必要なものとして定めるものとする。
- 3 土砂等の埋立て等を行う者は、安全基準に適合しない土砂等を使用して、土砂等の埋立て等を行ってはならない。

(崩落等の防止措置等)

第8条 土砂等の埋立て等を行う者は、当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないように必要な措置を講じなければならない。

- 2 市長は、土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがあると認めるときは、必要に応じ、当該土砂等の埋立て等を行い、又は行った者に対し、期限を定めて、これらを防止するために必要な措置を講ずるよう指導するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による指導をした場合において、その指導を受けた者がその指導に従わないときは、その旨及びその指導の内容を公表することができる。

(安全基準)

第2条 条例第7条第1項の安全基準は、別表第1の項目の欄に掲げる項目に応じ、当該基準値の欄に定めるとおりとする。

- 2 前項の安全基準に適合しているかどうかは、別表第1の項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができる場所において試料を採取し、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した測定値により判断するものとする。

(特定事業の許可)

第9条 特定事業を行おうとする者は、特定事業に供する区域（以下「特定事業区域」という。）ごとに、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる特定事業については、この限りでない。

- (1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体（以下「国等」という。）が行う特定事業
- (2) 採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）その他の法令及び条例（以下「法令等」という。）に基づき許認可等（許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。）がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等のたい積を行う特定事業
- (3) 採石法又は砂利採取法に基づき認可がなされた採取計画に従って行う特定事業
- (4) 土壌汚染対策法第6条第1項又は第11条第1項の規定により指定された土地の区域内で行う特定事業
- (5) 非常災害のために必要な応急措置として行う特定事業
- (6) 自らの居住又は使用の用に供する建築物の建築を目的として行う500平方メートル未満の特定事業
- (7) 農地の保全又は利用の増進を目的とした農地改良であって、土地の所有者または耕作者が行う500平方メートル未満の特定事業
- (8) 宅地の分譲又は集合住宅、商業施設、工業施設、医療施設、福祉施設、教育施設、宿泊施設その他これらに類する施設の建築を目的として行う500平方メートル未満の特定事業
- (9) 他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積を行う特定事業（以下「一時たい積事業」という。）で、栃木県内で発生した土砂等による500平方メートル未満のたい積の場合

(公共的団体の範囲)

第3条 条例第9条第1号の規則で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。

- (1) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人都市再生機構、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、東日本高速道路株式会社、国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人労働者健康安全機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構
 - (2) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社
 - (3) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社
 - (4) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立された土地開発公社
 - (5) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可された土地改良区及び同法第77条第2項の規定により認可された土地改良区連合
 - (6) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合
 - (7) 地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、土壌の汚染又は災害の発生の防止に関し、地方公共団体と同等以上の審査能力があるものとして市長の認定を受けた者
- 2 前項第7号の規定による市長の認定を受けようとする者は、公共的団体認定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(10) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為として行う特定事業で規則で定めるもの

(事前協議)

第10条 前条の許可を受けようとする事業者(以下「申請予定事業者」という。)は、第12条の規定による説明会を開催する前に、あらかじめ、規則で定める書類を市長に提出し、協議をしなければならない。

(条例第9条第10号の規則で定める特定事業)

第4条 条例第9条第10号の規則で定める特定事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 植樹の用に供する目的で行う特定事業
- (2) 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で行う特定事業
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)に基づく許可を受けた一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設において行う特定事業

(事前協議)

第5条 条例第10条第1項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特定事業事前協議書(様式第2号)又は特定事業(一時たい積事業)事前協議書(様式第3号)
- (2) 特定事業場の位置図及び付近の見取図
- (3) 特定事業場の平面図及び断面図(特定事業の施工の前後の構造が確認できるもの又は土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積の構造が確認できるものに限る。)
- (4) 特定事業場の土地の公図の写し及び登記事項証明書
- (5) 申請者が、条例第15条第1項第1号カに規定する未成年者又は第12条第9号に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名、生年月日、本籍地及び住所(法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び住所並びにその代表者及び役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所。第27条第2項第5号において同じ。)を記載した書面
- (6) 申請者が法人である場合には、条例第15条第1項第1号キに規定する役員又は第12条第10号に規定する役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面

2 市長は、前項の協議を行ったときは、申請予定事業者に対し、協議内容について指導及び助言を行うことができる。

(7) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面

(8) 申請者に第11条又は第12条第7号に規定する使用人がある場合には、その者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面

(9) 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書（一時たい積事業を除く。）

(10) 擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の断面図及び背面図

(11) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書

(12) 特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置を記載した書面（様式第4号）

(13) 特定事業が完了した後の具体的な土地利用計画を示した書類（一時たい積事業を除く。）

(14) その他市長が必要と認める書類

2 条例第10条第2項の規定による助言及び指導は、特定事業事前協議指導等通知書（様式第5号）により、当該申請予定事業者に通知して行うものとする。

3 前項の規定による通知を受けた申請予定事業者は、事業計画の内容を同項の規定により通知された内容に適合させるために関係行政機関、周辺住民等その他関係人との調整、協議等を自らの責任において行わなければならない。

4 第2項の規定による通知を受けた申請予定事業者は、事業計画の内容が同項の規定により通知された内容に至ったときは、特定事業事前協議指導等通知事

項回答書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

5 第2項の規定による通知を受けた申請予定事業者は、その内容を十分検討し、事業計画の内容が同項の規定により通知された内容に適合する見込みがないと判断したときは、特定事業事前協議取下書（様式第7号）を市長に提出し、当該事前協議を取り下げるものとする。

6 市長は、事前協議が整ったときは、特定事業事前協議終了通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

（土地所有者の同意）

第6条 条例第11条第1項（条例第17条第1項及び条例第26条第1項において準用する場合を含む。）の同意は、条例第9条の許可の申請が、条例第13条第1項の規定によるものである場合にあつては特定事業区域内土地使用同意書（様式第9号）により、同条第2項の規定によるものである場合にあつては特定事業（一時たい積事業）区域内土地使用同意書（様式第10号）によらなければならない。

2 条例第11条第2項の同意は、条例第9条の許可の申請が、条例第13条第1項の規定によるものである場合にあつては特定事業区域隣接地権者同意書（様式第11号）により、同条第2項の規定によるものである場合にあつては特定事業（一時たい積事業）区域隣接地権者同意書（様式第12号）によらなければならない。

（説明会開催等の届出）

第7条 条例第12条第1項の規定による説明会等を開催する申請予定事業者（以下「説明会等開催者」という。）は、同条第5項の規定による説明会等を開催する日から起算して7日前までに、説明会等開催届（様式第13号）に次の

（特定事業に係る土地所有者等の同意）

第11条 申請予定事業者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る特定事業区域内の土地の所有者に対し、当該申請が、第13条第1項の規定によるものである場合にあつては同項に掲げる事項（以下「特定事業許可申請事項」という。）を、同条第2項の規定によるものである場合にあつては同項に掲げる事項（以下「一時たい積事業許可申請事項」という。）を説明し、その同意を得なければならない。

2 申請予定事業者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る特定事業区域に供する土地に隣接する土地（公有地を除く。）の所有者に対し、当該申請が、第13条第1項の規定によるものである場合にあつては特定事業許可申請事項を、同条第2項の規定によるものである場合にあつては一時たい積事業許可申請事項を説明し、その同意を得なければならない。ただし、同意を得ることが困難であると市長が認めた場合は、この限りではない。

（説明会の開催等）

第12条 申請予定事業者は、許可申請を行う前に、周辺住民等に対して当該特定事業について説明会を開催しなければならない。ただし、説明会を開催することが困難であると市長が認めたときは、周辺住民等に対して当該特定事業に

ついて周知しなければならない。

2 申請予定事業者は、前項に規定する説明会又は周辺住民等への周知（以下「説明会の開催等」という。）において、当該申請が第13条第1項の規定によるものである場合にあっては特定事業許可申請事項を、同条第2項の規定によるものである場合にあっては一時たい積事業許可申請事項を説明又は周知しなければならない。

3 周辺住民等は、前項の説明又は周知を受けた場合は、説明会の開催等を行った申請事業予定者に対し、当該特定事業について規則で定めるところにより、意見を申し出ることができる。

4 前項の規定による意見の申出があったときは、申請予定事業者は、規則で定めるところにより、当該申出をした周辺住民等と協議しなければならない。

5 申請予定事業者は、第1項の規定による説明会の開催等をするとき、第3項の規定による意見の申出があったとき又は前項の規定による協議を行ったときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

書類を添えて届出するものとする。

- (1) 説明会で配布する資料又は周知する場合の資料
- (2) 前項に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（周辺住民等の意見の申出）

第8条 条例第12条第3項の規定による意見の申出は、説明会の開催等が行われた日から起算して14日以内に、説明を受けた周辺住民等の中から代表する者（以下「周辺住民等代表者」という。）が意見を集約し、説明会の開催等で説明を受けた事業計画に対する意見を記載した書面（以下「申出書」という。）を説明会等開催者に提出して行うものとする。

（周辺住民等との協議）

第9条 条例第12条第4項の規定による協議は、申出書の提出があった日から起算して14日以内に、周辺住民等代表者に対し、当該申出書に対する見解を示した書類（以下「見解書」という。）を提出して行うものとする。

2 説明会等開催者は、前項の規定による見解書を提出するときは、周辺住民等代表者に対しその内容を説明し、理解を十分に得なければならない。

3 説明会等開催者は、条例第12条第4項の規定による協議を行った場合の同条第5項の規定による協議を行った場合の届出は、当該協議が終了した日から起算して7日以内に、協議状況届（様式第14号）に申出書と見解書の写しを添えて届出するものとする。

(許可申請の手続)

第13条 申請予定事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 申請予定事業者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 特定事業区域及び特定事業に供する施設（以下、「特定事業場」という。）の位置及び面積
- (3) 特定事業に供する施設の設置計画
- (4) 特定事業の施工か管理する事務所の所在地
- (5) 特定事業の施工を管理する者（以下「現場管理責任者」という。）の氏名
- (6) 特定事業に使用される土砂等の量
- (7) 特定事業の期間
- (8) 特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造
- (9) 特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画
- (10) 特定事業区域から特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置
- (11) 特定事業が施行されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用される土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置
- (12) 特定事業が完了した後の具体的な土地利用計画
- (13) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、一時たい積事業である場合にあつては、申請予定

(許可の申請)

第10条 条例第13条第1項の申請書は、特定事業許可申請書（様式第15号）とする。

2 条例第13条第1項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 申請者の住民票の写し（法人にあつては、登記事項証明書）
- (2) 特定事業区域内土地使用同意書
- (3) 特定事業区域隣接地権者同意書
- (4) 申請者が、条例第15条第1項第1号アからケまでに該当しない者であることを誓約する書面
- (5) 特定事業事前協議終了通知書の写し
- (6) 第5条第1項第2号から第13号までに掲げる書類
- (7) 特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合にあつては、当該行為に該当することを証する書面
- (8) その他市長が必要と認める書類

3 条例第13条第2項の申請書は、特定事業（一時たい積事業）許可申請書（様

事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 前項第1号から第5号まで、第7号及び第10号に掲げる事項
- (2) 年間の特定事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬出予定量
- (3) 特定事業に供する施設及び土砂等のたい積の構造
- (4) 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置又は第15条第2項第3号ただし書の規則で定める措置
- (5) その他市長が必要と認める事項

(申請の制限)

第14条 第9条の許可を受けようとする者は、特定事業の期間について3年を超えて申請することができない。

(許可の基準等)

第15条 市長は、第9条の許可の申請が第13条第1項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第9条の許可をしてはならない。

- (1) 申請予定事業者が次のいずれにも該当しないこと。
 - ア この条例又は栃木県生活環境の保全等に関する条例（平成16年栃木県条例第40号）の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
 - イ 第29条第1項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る日光市行政手続条例（平成18年日光市条例第12号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人

式第16号)とする。

4 条例第13条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第2項第1号、第4号、第5号及び第7号に掲げる書類
- (2) 第5条第2号から第8号まで及び第12号に掲げる書類
- (3) 特定事業（一時たい積事業）区域内土地使用同意書
- (4) 特定事業（一時たい積事業）区域隣接地権者同意書
- (5) その他市長が必要と認める書類

の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者で当該取消の日から3年を経過しないものを含む。）。ただし、申請予定事業者が第29条第1項第2号又は第9号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。

ウ 第29条第1項の規定により特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

エ 第30条の規定による必要な措置を完了していない者

オ 特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めらるに足りる相当の理由がある者

カ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がアからオまでのいずれかに該当するもの

キ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの

ク 個人で規則で定める使用人のうちにアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの

ケ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第5項第2号イからへまでに掲げる者のうち規則で定めるもの

（使用人）

第11条 条例第15条第1項第1号キ及びクの規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

（1）本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

（2）前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土砂等の埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの。

（条例第15条第1項第1号ケの規則で定めるもの）

第12条 条例第15条第1項第1号ケの規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

- (2) 第10条に規定する事前協議が終了していること。
- (3) 第10条に規定する事前協議が終了してから1年以内の第9条の許可の申請であること。
- (4) 第11条に規定する同意を得ていること。
- (5) 第12条第5項の規定による届出を行っていること。
- (6) 特定事業が3年以内に完了するものであること。
- (7) 特定事業の施工を管理することができる事務所が設置されること。
- (8) 特定事業に使用する土砂等が栃木県内で発生したものであり、その土砂の発生場所から直接搬入されるものであること。ただし、市長が認めた場合は、この限りではない。

- (1) 精神の機能の障がいにより法第2条第1項に規定する廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- (4) 法、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）若しくはこれらの法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- (5) 法第7条の4第1項（同項第4号にかかる部分を除く。）若しくは第2項若しくは法第14条の3の2第1項（同項第4号にかかる部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を法第14条の6において読み替えて準用する場

合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(法第7条の4第1項第3号又は法第14条の3の2第1項第3号(法第14条の6において準用する場合を含む。)に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消の処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条において同じ。)であった者で当該取消の日から3年を経過しないものを含む。)

(6) 法第7条の4若しくは法第14条の3の2(法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消の処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第7条の2第3項(法第14条の2第3項及び法第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由のある者を除く。)で、当該届出の日から3年を経過しないもの

(7) 前号に規定する期間内に法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定

による届出があった場合において、前号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは使用人（申請者の使用人で、本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）の代表者その他これに準ずる者で市長が別に定める使用人。以下同じ。）であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の使用人であつた者で、当該届出の日から3年を経過しないもの

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から3年を経過しない者（以下この条において「暴力団員等」という。）

(9) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号までのいずれかに該当するもの

(10) 法人でその役員又は使用人のうちに第1号から第8号までのいずれかに該当する者のあるもの

(11) 個人で使用人のうちに第1号から第8号までのいずれかに該当する者のあるもの

(12) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

（構造上の基準）

第13条 条例第15条第1項第9号の規則で定める構造上の基準は、別表第2に定めるとおりとする。

(9) 特定事業が完了した場合において、当該特定事業に使用された土砂等のたい積の構造が、特定事業区域以外の地域への当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。

(10) 特定事業区域から特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置が図られていること。

(11) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていること。

2 市長は、第9条の許可の申請が第13条第2項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第9条の許可をしてはならない。

(1) 前項第1号から第8号まで及び第11号の規定に適合するものであること。

(2) 特定事業場の構造が、当該特定事業場の区域以外の地域への特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。

(3) 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置が図られていること。ただし、当該土砂等を適正に管理できるものとして規則で定める措置が図られている場合は、この限りでない。

3 第9条の許可の申請が、法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定める行為に係るものである場合にあっては、第1項第8号及び第11号並びに前項第2号の規定は、適用しない。

2 条例第15条第2項第2号の規則で定める構造上の基準は、別表第3に定めるとおりとする。

(条例第15条第2項第3号ただし書の規則で定める措置)

第14条 条例第15条第2項第3号ただし書の規則で定める措置は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 特定事業場の出入口に施錠その他関係者以外の者が立ち入ることができないような措置

(2) その他市長が必要と認める措置

(構造上の基準に係る適用除外)

第15条 条例第15条第3項の規則で定める行為は、別表第4に掲げる行為とする。

4 市長は、第9条の許可（第13条第1項の申請に係るもので規則で定める構造に係るものに限る。）をする場合においては、あらかじめ、第1項第8号に掲げる事項について、専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（許可の条件）

第16条 市長は、市民の生活の安全を確保し、又は生活環境を保全するために必要があると認めるときは、第9条の許可に条件を付することができる。

（変更の許可等）

第17条 第9条の許可を受けた者（以下「許可事業者」という。）は、特定事業許可申請事項又は一時たい積事業許可申請事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。この場合においては、第11条、第15条及び前条の規定を準用する。

2 前項の許可を受けようとする者は、申請する前に、変更を予定している事項について周辺住民等へ周知しなければならない。

3 第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1） 許可事業者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

（2） 変更の内容及び理由

（3） その他市長が必要と認める事項

4 第1項の許可を受けようとする者は、第9条の許可に係る特定事業の期間を変更する場合にあつては、当該許可に係る特定事業の期間が満了する日から起算して1年を超えた日を当該変更後の特定事業の期間が満了する日とすることができない。

5 許可事業者は、第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、

（条例第15条第4項の規則で定める構造）

第16条 条例第15条第4項の規則で定める構造は、市長が必要と判断した特定事業で別に定める構造とする。

（変更の許可の申請等）

第17条 条例第17条第1項の規則で定める軽微な変更は、申請者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、特定事業に使用される土砂等の量（土砂等のたい積の構造の変更を伴わないものに限る。）、採取場所若しくは搬入計画又は現場管理責任者の変更とする。

2 条例第17条第3項の申請書は、特定事業変更許可申請書（様式第17号）とする。

3 条例第17条第3項の規則で定める書類は、第10条第2項各号及び第4項各号に掲げる書類のうち変更に係る書類とする。

4 条例第17条第5項の規定による届出は、特定事業変更届（様式第18号）

規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

6 前3条の規定は、第1項の許可について準用する。

(土砂等の搬入の届出)

第18条 許可事業者は、当該許可に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の採取場所ごとに、当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものを添付して市長に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものの添付は、これを省略することができる。

(1) 当該土砂等が、国等が行う事業により採取された土砂等である場合であって、安全基準に適合していることについて事前に市長の承認を受けたものであるとき。

(2) 当該土砂等が、採石法、砂利採取法その他の法令等に基づき許認可等がなされた採取場から採取された土砂等である場合であって、当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。

(3) その他当該土砂等について、土壌の汚染のおそれがないと市長が認めた場合

2 許可事業者は、当該許可に係る特定事業区域に発生元から積替え又は保管のための場所若しくは施設（以下「経由する施設等」という。）を経由して土砂等を搬入するときは、経由する施設等から搬出する土砂等であることを証するた

を提出して行わなければならない。

(土砂等の搬入の届出)

第18条 条例第18条の規定による届出は、土砂等の量が5,000立方メートルまでごとに、当該土砂等を搬入しようとする3日前までに、土砂等搬入届（様式第19号）を提出して行わなければならない。

2 前項の規定による届出で搬入する土砂等は、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に掲げる第1種建設発生土、第2種建設発生土及び第3種建設発生土並びにこれらに準じるものに該当するものとする

3 条例第18条の当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等の採取場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書（様式第20号）とする。

4 条例第18条の当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものは、搬入しようとする土砂等に係る地質分析の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに検査試料採取調書（様式第21号）及び計量証明書（計量法（平成4年法律第51号）第110条の2第1項の規定による証明書をいう。以下同じ。）とする。

5 前項の搬入しようとする土砂等に係る計量証明書を作成するために行う当該土砂等の地質分析は、それぞれ別表第1に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行わなければならない。

6 条例第18条第2号の当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等に係る売渡証明書その他の当該土砂等を譲渡したことを証する書面とする。

めに規則で定めるものを添付しなければならない。

(土砂等管理台帳の作成等)

第19条 許可事業者は、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等について、採取場所ごとに、次に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳を作成しなければならない。

- (1) 当該許可に係る特定事業区域に搬入された土砂等の採取場所からの運搬手段
- (2) 当該許可に係る特定事業区域に搬入された土砂等の一日当たりの量
- (3) 当該許可（一時たい積事業に係るものに限る。）に係る特定事業区域から搬出された土砂等の一日当たりの量及び搬出先ごとの内訳
- (4) 前3号に定めるもののほか、規則で定める事項

2 許可事業者は、規則で定めるところにより、定期的に、前項の規定による土

(土砂等管理台帳等)

第19条 条例第19条第1項の土砂等管理台帳は、土砂等管理台帳（様式第22号）（特定事業が一時たい積事業である場合にあつては、土砂等管理台帳（一時たい積事業用）（様式第23号））によるものとする。

2 条例第19条第1項第4号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特定事業の許可を受けた者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
- (2) 特定事業の許可の番号
- (3) 特定事業場の位置及び特定事業区域の面積
- (4) 現場管理責任者の氏名
- (5) 特定事業に使用される土砂等の量（特定事業が一時たい積事業である場合にあつては、年間の当該特定事業に使用される土砂等の搬入量及び搬出量）
- (6) 特定事業の期間
- (7) 特定事業に使用される土砂等の採取場所及び当該採取場所の事業者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
- (8) 特定事業に使用される土砂等の採取に係る工事等の内容及び当該工事等の責任者の氏名

3 条例第19条第2項の規定による報告は、特定事業を開始した日から6月ご

砂等管理台帳の写しを添付して、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等の量等を市長に報告しなければならない。

(水質検査等)

第20条 許可事業者は、当該許可に係る特定事業が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る特定事業区域から当該特定事業区域以外の地域へ排出される水の水質検査を行わなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない理由により当該水質検査を行うことができないときは、当該特定事業区域の土壌についての地質検査を行うことによって、当該水質検査に代えることができる。

とに当該6月を経過した日から2週間以内（特定事業を完了し、廃止し、又は休止したときは、条例第24条第1項又は条例第25条第2項の規定による届出の時）に、特定事業状況報告書（様式第24号）を提出して行わなければならない。

4 特定事業が一時堆積事業である場合にあつては、条例第19条第2項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、特定事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から2週間以内（特定事業を完了し、廃止し、又は休止したときは、条例第24条第1項又は条例第25条第2項の規定による届出のとき）に、特定事業（一時たい積事業）状況報告書（様式第25号）を提出して行わなければならない。

(水質検査)

第20条 条例第20条第1項の規定による水質検査は、土砂等の搬入予定量が10万立方メートル未満の特定事業については、特定事業を開始した日から6月ごとに、10万立方メートル以上の特定事業については、特定事業を開始した日から3月ごとに、それぞれ市長の指定する職員の指示に従い試料を採取し、次の各号に掲げる項目の区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。

(1) 別表第1に掲げる項目 土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号。以下「平成3年告示」という。）付表に定める方法により検液を作成し、当該項目ごとに環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49年告示」という。）に定める測定方法により行うこと。

(2) 水素イオン濃度及び浮遊物質量 昭和49年告示に定める測定方法により行うこと。

2 許可事業者は、当該許可に係る特定事業を完了し、又は廃止したときは、規則で定めるところにより、当該許可に係る特定事業区域から当該特定事業区域以外の地域へ排出される水の水質検査及び当該特定事業区域の土壌についての地質検査を行わなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない理由により当該水質検査を行うことができないと市長が認めるとき又は土砂等の搬入が行われていないこと等により当該地質検査を行う必要がないと市長が認めるときは、当該水質検査又は地質検査は、これを省略することができる。

2 特定事業が一時たい積事業である場合にあつては、条例第20条第1項の規定による水質検査は、前項の規定にかかわらず、特定事業を開始した日から3月ごとに試料を採取し、前項各号に掲げる項目の区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。

3 条例第20条第2項の規定による水質検査は、市長の指定する職員の立会いの上、市長が指定する期日に試料を採取し、第1項各号に掲げる項目の区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。

(地質検査)

第21条 条例第20条第1項ただし書の規定による地質検査は、土砂等の搬入予定量が10万立方メートル未満の特定事業については、特定事業を開始した日から6月ごとに、10万立方メートル以上の特定事業については、特定事業を開始した日から3月ごとに、それぞれ市長の指定する職員の指示に従い試料を採取し、次に掲げる方法により行わなければならない。

(1) 地質検査は、次の表の左欄に掲げる特定事業区域の面積に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数以上の区域に等分して行うこと。

3,000平方メートル未満	1
3,000平方メートル以上1ヘクタール未満	2
1ヘクタール以上2ヘクタール未満	3
2ヘクタール以上3ヘクタール未満	4
3ヘクタール以上4ヘクタール未満	5
4ヘクタール以上5ヘクタール未満	6
5ヘクタール以上6ヘクタール未満	7
6ヘクタール以上7ヘクタール未満	8
7ヘクタール以上8ヘクタール未満	9

<p>3 許可事業者は、第1項又は前項の規定による検査を行ったときは、規則に定めるところにより、当該検査の結果を市長に報告しなければならない。</p> <p>4 許可事業者は、当該許可に係る特定事業区域の土壤中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、直ちに、その旨を市長に報告しなけれ</p>	8ヘクタール以上9ヘクタール未満	10
	9ヘクタール以上10ヘクタール未満	11
	10ヘクタール以上	12
	<p>(2) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により区分された区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点から5メートルから10メートルまでの4地点（当該地点がない場合にあつては、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間の4地点）の土壌について行うこと。</p> <p>(3) 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後、第1号の規定により区分された区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とすること。</p> <p>(4) 地質検査は、前号の規定により作成された試料について、それぞれ別表第1に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。</p> <p>2 特定事業が一時たい積事業である場合にあつては、条例第20条第1項ただし書の規定による地質検査は、前項の規定にかかわらず、特定事業を開始した日から3月ごとに、前項各号に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>3 条例第20条第2項の規定による地質検査は、市長の指定する職員の立会いの上指示に従い、市長が指定する期日に、第1項各号に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p><u>(水質検査等の報告)</u></p> <p>第22条 条例第20条第3項の規定による報告は、次の表の左欄に掲げる検査の区分に応じ、同表の中欄に掲げる時期に、それぞれ特定事業水質検査等報告書（様式第26号）に同表の右欄に掲げる書類を添付して行わなければならない。</p>	

ばならない。

(関係書類の縦覧)

第21条 許可事業者は、当該許可に係る特定事業の施工を管理する事務所において、当該特定事業が施工されている間、当該特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類の写し及び第19条第1項の規定による土砂等管理台帳を周辺住民等その他の利害関係を有する者の縦覧に供しなければならない。

検査	提出時期	添付書類
1 第20条 第1項の水 質検査	土砂等の搬入予定量が10万立方メートル未満の特定事業については、特定事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から3週間以内。10万立方メートル以上の特定事業については、特定事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から3週間以内。	当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第20条第1項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
2 第20条 第2項の水 質検査	特定事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から3週間以内。	当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第20条第2項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
3 第20条 第3項の水 質検査	市長が別に指定する日	当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第20条第3項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
4 第21条 第1項の地	土砂等の搬入予定量が10万立方メートル未満の特定	当該検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写

	質検査	事業については、特定事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から3週間以内。10万立方メートル以上の特定事業については、特定事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から3週間以内。	真並びに第21条第1項の規定により採取した試料ごとの検査 試料採取調書及び計量証明書
	5 第21条第2項の地質検査	特定事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から3週間以内。	当該検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第21条第2項の規定により採取した試料ごとの検査 試料採取調書及び計量証明書
	6 第21条第3項の地質検査	市長が別に指定する日	当該検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第21条第3項の規定により採取した試料ごとの検査 試料採取調書及び計量証明書

（標識の掲示等）

第22条 許可事業者は、当該許可に係る特定事業場の見やすい場所に、規則で定めるところにより、その氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

2 許可事業者は、当該許可に係る特定事業区域と特定事業区域以外の地域との

（標識）

第23条 条例第22条第1項の規定による標識の掲示は、特定事業が施工されている間、土砂等の埋立て等に関する標識（様式第27号）により行わなければならない。

2 条例第22条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

境界にその境界を明らかにする表示を行わなければならない。

- (1) 許可年月日及びその番号
- (2) 特定事業の完了した後の具体的な土地利用目的
- (3) 特定事業場の所在地
- (4) 特定事業を行う者の氏名、住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び電話番号
- (5) 特定事業の施工を管理する事務所の所在地及び電話番号
- (6) 現場管理責任者の氏名
- (7) 特定事業の期間
- (8) 特定事業区域の面積
- (9) 特定事業に使用される土砂等の採取場所及び搬入予定量（一時堆積事業にあつては、土砂等の年間の搬入予定量及び搬出予定量）
- (10) 特定事業場の見取図

（土砂等の搬入車両）

第23条 許可事業者、許可事業者からの依頼、契約その他の方法により特定事業区域に土砂等を搬入する土砂等運搬者は、車両を使用し、当該許可に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、車両に必要な表示をし、車両の通行について安全確保のためになすべき事項を行わなければならない。

（土砂等搬入車両等）

第24条 条例第23条の規定による車両への表示は、次の表左欄に掲げる事項を、同表右欄に定める文字及び数字の大きさかつ識別しやすい色で当該車両の見やすい箇所に表示しなければならない。

特定事業に係る土砂等の搬入の用に供する車両である旨	日本産業規格 Z8305 に規定する 100ポイント以上
特定事業区域の所在地	日本産業規格 Z8305 に規定する 60ポイント以上
特定事業の許可を受けた者の氏名 (法人にあつては、名称)	日本産業規格 Z8305 に規定する 60ポイント以上
特定事業の許可番号	日本産業規格 Z8305 に規定する 30ポイント以上

特定事業区域に土砂等を搬入する者の氏名（法人にあつては、名称）	日本産業規格 Z8305 に規定する 60 ポイント以上
---------------------------------	------------------------------

2 条例第 23 条の規則で定める車両の通行について安全確保のためになすべき事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 土砂等の搬入経路については、あらかじめ道路管理者と協議すること。
- (2) 大型自動車で土砂等を運搬及び搬入する場合は、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和 42 年法律第 131 号）第 2 条第 2 項に規定する車両で、同法第 3 条に規定する表示番号の指定を受けた車両とすること。また、同法第 4 条に規定する土砂等運搬大型自動車以外の大型自動車は使用しないこと。運搬事業者及び下請業者に土砂等を運搬させる場合も同様とする。
- (3) 搬入道路については、管理上適正な人員を配置すること。

（特定事業の完了の届出）

第 25 条 条例第 24 条第 1 項の規定による届出は、特定事業を完了した日から 15 日以内に、特定事業完了届（様式第 28 号）を提出して行わなければならない。

（特定事業の完了等）

第 24 条 許可業者は、当該許可に係る特定事業を完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があつたときは、速やかに、当該届出に係る特定事業による土壌の汚染がないかどうか及び当該届出に係る特定事業区域が第 9 条の許可の内容に適合しているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。

3 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた許可事業者は、第 1 項の規定による届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(特定事業の廃止等)

第25条 許可事業者は、当該許可に係る特定事業を廃止し、又は休止しようとするときは、当該特定事業の廃止又は休止後の当該特定事業による土壌の汚染及び当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 許可事業者は、当該許可に係る特定事業を廃止したとき、又は2月以上休止しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

3 前項の規定による廃止の届出があったときは、第9条の許可は、その効力を失う。

4 市長は、第2項の規定による廃止の届出があったときは、速やかに、当該届出に係る特定事業による土壌の汚染がないかどうか及び当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。

5 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた許可事業者は、第2項の規定による廃止の届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(譲受け)

第26条 許可事業者から当該許可に係る特定事業を譲り受けようとする者は、市長の許可を受けなければならない。この場合においては、第11条の規定を準用する。

(特定事業の廃止等の届出)

第26条 条例第25条第1項の規定による届出は、特定事業を廃止した場合にあっては当該特定事業を廃止した日から30日以内に、特定事業を2月以上休止しようとする場合にあってはあらかじめ、特定事業廃止(休止)届(様式第29号)を提出して行わなければならない。

(譲受けの許可の申請)

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 許可事業者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 譲受けの相手方の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (3) 譲り受けようとする特定事業の許可年月日及びその番号
- (4) その他市長が必要と認める事項

3 第15条第1項（第1号及び第2号に係る部分に限る。）及び第16条の規定は、第1項の許可について準用する。

4 第1項の許可を受けて特定事業を譲り受けた者は、当該特定事業に係る許可事業者の地位を承継する。

（名義貸しの禁止）

第27条 許可事業者が、自己の名義をもって第三者に特定事業を施工させてはならない。

第27条 条例第26条第2項に規定する申請書は、特定事業譲受け許可申請書（様式第30号）とする。

2 条例第26条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 申請者の住民票の写し（法人にあつては、登記事項証明書）
- (2) 特定事業場の位置図及び付近の見取図
- (3) 特定事業区域内土地使用同意書（特定事業が一時たい積事業である場合にあつては、特定事業（一時たい積事業）区域内土地使用同意書）
- (4) 特定事業区域隣接地権者同意書（特定事業が一時たい積事業である場合にあつては、特定事業（一時たい積事業）区域隣接地権者使用同意書）
- (5) 申請者が条例第15条第1項第1号アからケまでに該当しない者であることを誓約する書面
- (6) 申請者が、条例第15条第1項第1号カに規定する未成年者又は第12条第9号に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面
- (7) 申請者が法人である場合には、条例第15条第1項第1号キに規定する役員又は第12条第10号に規定する役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面
- (8) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面
- (9) 申請者に第11条又は第12条第7号に規定する使用人がある場合には、その者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面
- (10) その他市長が必要と認める書面

(相続)

第28条 許可事業者について相続があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その事実を証する書面を添付して、その旨を市長に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第29条 市長は、許可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により第9条、第17条第1項又は第26条第1項の許可を受けたとき。
- (2) 第9条の許可に係る土砂等の埋立て等を引き続き1年以上行っていないとき。
- (3) 第12条第5項、第17条第5項、第24条及び前条第2項の届け出の内容が虚偽であるとき。
- (4) 第15条第1項第1号アからケまでに掲げる者のいずれかに該当するに至ったとき。
- (5) 第15条第1項第8号の規定に違反したとき。
- (6) 第16条（第17条第5項及び第26条第3項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付した条件に違反したとき。
- (7) 第16条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。

(相続の届出)

第28条 条例第28条第2項の規定による届出は、特定事業相続届（様式第31号）を提出して行わなければならない。

(8) 第18条から第23条までの規定に違反したとき。

(9) 第27条の規定に違反したとき。

(10) 前条第1項の規定により許可事業者の地位を承継した者が当該地位を承継した際、第15条第1項第1号アからケまでに掲げる者のいずれかに該当するとき。

(11) 次条第1項、第3項又は第4項の規定による命令に違反したとき。

2 前項の規定により第9条の許可の取消しを受けた者(当該取消しに係る特定事業について次条第3項又は第4項の規定による命令を受けた者を除く。)は、当該取消しに係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(措置命令)

第30条 市長は、土砂等の埋立て等において、安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、速やかに当該土砂等及び当該土砂等の埋立て等が行われ、又は行われた場所の土壤に係る情報を市民に提供するとともに、当該土砂等の埋立て等を行い、又は行った者に対し、期限を定めて、当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等(当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。)の全部若しくは一部を撤去し、又は当該土砂等の埋立て等による土壤の汚染を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 市長は、特定事業において、安全基準に適合しない土砂等が特定事業区域に搬入され、又は使用されていることを確認したときは、次に掲げる者に対しても、期限を定めて、当該特定事業に係る特定事業区域に搬入され、又は当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等(当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。)の全部若しくは一部を撤去し、又は当該特定事業

による土壌の汚染を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(1) 当該土砂等を当該特定事業区域に搬入した者（前項に規定する者を除く。）

(2) 前項に規定する者に対して、当該土砂等の埋立て等をするを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該土砂等の埋立て等をするを助けた者

3 市長は、特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定事業を行う許可事業者（第17条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更した者を除く。）に対し、当該特定事業を一時停止し、又は当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 市長は、第9条又は第17条第1項の規定に違反して特定事業を行った者に対し、期限を定めて、当該特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

5 市長は、許可事業者が、第18条の規定による届出が虚偽である場合において、前条第1項第8号の規定により許可を取り消され、又は停止を命じられたときは、当該許可事業者に対し、期限を定めて、虚偽の届出により特定事業に使用された土砂等の全部又は一部の撤去を命ずることができる。

6 市長は、第24条第3項、第25条第5項又は前条第2項の規定に違反した者に対し、期限を定めて、その特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(公表)

第31条 市長は、前条の規定による命令をうけた者がその命令に従わないときは、その旨及びその命令の内容を公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、当該命令を受けた者に対し、公表の理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(関係書類の保存)

第32条 許可事業者は、当該許可に係る特定事業について第24条第1項の規定による完了の届出若しくは第25条第2項の規定による廃止の届出をした日又は第29条第1項の規定による許可の取消しを受けた日から5年間、当該特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類の写しを保存しなければならない。

(現場管理責任者の義務等)

第33条 現場管理責任者は、特定事業の施工に伴う土壌の汚染及び災害の発生の防止に関し規則で定める職務を誠実に履行しなければならない。

2 特定事業の施工に従事する者は、現場管理責任者がその職務を行うために必要があると認めてする指示に従わなければならない。

(現場管理責任者の職務)

第29条 条例第33条第1項の規則で定める現場管理責任者の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特定事業場において、特定事業に使用される土砂等の量及び当該土砂等が条例第18条の規定による届出に係るものであることを確認し、そのことについて記録すること。
- (2) 特定事業区域から特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために講じられた措置を保持すること。
- (3) 特定事業場以外の地域へ特定事業に使用された土砂等が崩落、飛散又は流出しないように特定事業の施工を管理すること。
- (4) 特定事業に伴う土壌の汚染又は災害が発生した場合に、その原因を調査し、及びその対策を講じること。
- (5) 特定事業の休業日及び施工時間を遵守すること。

(特定事業に係る土地所有者の義務)

第34条 第11条第1項（第17条第1項及び第26条第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業による土壌の汚染及び災害の発生を防止するため、当該特定事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該特定事業の施工の状況を把握しなければならない。

2 第11条第1項の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業により土壌が汚染され、若しくは災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該特定事業を行う者に対し、当該特定事業の中止、原状回復その他の必要な措置を求めるとともに、その旨を市長に通報しなければならない。

(立入検査等)

第35条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に土砂等の埋立て等を行う者の事務所、事業場その他その土砂等の埋立て等を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第36条 第9条、第17条第1項又は第26条第1項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納

(土地所有者による特定事業の施工状況の把握)

第30条 条例第34条第1項の規定による特定事業の施工の状況の把握は、当該施工に係る特定事業場において、毎週1回以上、当該施工の状況が同意に当たって確認した事項に抵触していないかどうか並びに当該特定事業場において土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生がないかどうか及びこれらのおそれがないかどうか自ら確認することにより行わなければならない。ただし、当該特定事業場において、自ら確認することが困難な事情がある場合は、他の者に確認させることにより行うことができる。

(身分を示す証明書)

第31条 条例第35条第2項に規定する証明書は、身分証明書（様式第32号）とする。

(書類等の提出)

第32条 条例及びこの規則の規定により市長に提出すべき書類の部数は、2部とする。

(その他)

第33条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付しなければならない。

(1) 第9条の許可の申請

ア 3,000平方メートル以上 1件につき 52,000円

イ 500平方メートル以上3,000平方メートル未満 1件につき26,000円

(2) 第17条第1項の変更の許可の申請

ア 3,000平方メートル以上 1件につき 33,000円

イ 500平方メートル以上3,000平方メートル未満 1件につき16,500円

(3) 第26条第1項の譲受けの許可の申請

ア 3,000平方メートル以上 1件につき 33,000円

イ 500平方メートル以上3,000平方メートル未満 1件につき16,500円

(規則への委任)

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第29条第1項又は第30条第1項から第6項までの規定による命令に違反した者

(2) 第9条、第17条第1項又は第26条第1項の規定に違反して特定事業を行った者

第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第18条の規定に違反して、届出をしないで土砂等の搬入をし、又は虚

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、この規則による改正前の日光市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定によりなされた申請その他の行為については、なお従前の例による。

3 施行日前に改正前の規則の規定により調整された諸用紙は、この規則の施行の際現に残存するものに限り、当分の間、所用の補正をして使用することができる。

附 則（平成22年3月31日規則第20号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第27号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日規則第35号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年10月1日規則第59号）

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日規則第41号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月25日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年7月17日規則第60号）

偽の届出をした者

(2) 第19条第1項の規定に違反して、土砂等管理台帳を作成せず、又は同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

(3) 第19条第2項又は第20条第3項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(4) 第20条第1項又は第2項の規定による検査を行わなかった者

(5) 第35条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

(6) 第35条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第17条第5項、第24条第1項、第25条第2項又は第28条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第32条の規定に違反した者

(両罰規定)

第41条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の日光市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例(以下「新条例」という。)の規定中小規模特定事業(新条例第2条

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月31日規則第27号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第4の改正規定は、平成27年5月29日から施行する。

附 則(平成27年12月28日規則第65号)

この規則は、平成27年12月28日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月15日規則第15号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日規則第31号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1シスー1・2—ジクロロエチレンの項の改正規定及び同表備考に次のように加える改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1の規定は、この規則(前項ただし書に規定する改正規定については、当該規定。)の施行の日以後に地質検査又は水質検査の試料とするために採取された土砂等(日光市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例(平成18年日光市条例第306号)第2条第1号に規定する土砂等をいう。以下同じ。)又は水について適用し、同日前に地質検査又は水質検査の試料とするために採取された土砂等又は水については、なお従前の例による。

附 則(令和元年6月28日規則第11号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

第2号に規定する事業をいう。以下同じ。)の許可等に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新条例第11条の規定により申請がなされた小規模特定事業について適用し、施行日前に改正前の日光市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(以下「旧条例」という。)第7条の規定により申請がなされた小規模特定事業(旧条例第2条第2号に規定する事業をいう。)については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成20年12月26日条例第78号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の日光市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第2条第2号に規定する特定事業に関する許可その他の行為については、この条例の施行の日以後に改正後の条例第11条の規定により申請がなされた特定事業について適用する。
- 3 この条例の施行の際現に、この条例による改正前の日光市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第11条の規定により申請がなされた改正前の条例第2条第2号に規定する小規模特定事業の許可その他の行為については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行前にした行為及び前項の規定により、なお従前の例によることとされる場合における小規模特定事業による行為に対する罰則の適用につい

附 則(令和元年12月10日規則第25号)
この規則は、令和元年12月14日から施行する。

附 則(令和2年12月2日規則第62号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1の規定は、この規則の施行の日以後に地質検査又は水質検査の試料とするために採取された土砂等(日光市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成18年日光市条例第306号)第2条第1号に規定する土砂等をいう。以下同じ。)又は水について適用し、同日前に地質検査又は水質検査の試料とするために採取された土砂等又は水については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の日光市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、第18条、第20条及び第21条を除きそれぞれこの規則による改正後の日光市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。

ては、なお従前の例による。

附 則（平成 22 年 3 月 5 日条例第 17 号）

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 1 日条例第 20 号）

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

（準備行為）

- 2 事前協議、特定事業に係る土地所有者等の同意、説明会の開催その他許可の申請の手續に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の日光市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の規定に基づき許可を受けている特定事業については、なお従前の例による。
- 4 この条例による改正後の日光市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後になされる申請に係る特定事業について適用し、同日前になされた申請に係る特定事業については、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の日光市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の規定に基づき許可を受けている特定事業については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の日光市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後になされる申請に係る特定事業について適用し、同日前になされた申請及び施工に係る特定事業については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。